

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年4月22日(2010.4.22)

【公表番号】特表2008-513469(P2008-513469A)

【公表日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【年通号数】公開・登録公報2008-017

【出願番号】特願2007-532470(P2007-532470)

【国際特許分類】

A 6 1 K 31/138 (2006.01)

A 6 1 P 5/26 (2006.01)

A 6 1 P 29/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 K 31/138

A 6 1 P 5/26

A 6 1 P 29/00

【手続補正書】

【提出日】平成22年3月1日(2010.3.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前立腺癌を有する雄性対象におけるアンドロゲン枯渇療法誘発の体熱感を治療するための組成物を製造するための、トレミフェン又はその異性体、薬学的に許容される塩、医薬品、水和物、N酸化物或いはそれらの任意の組み合わせの使用。

【請求項2】

請求項1に記載の使用であって、

前記トレミフェンは、クエン酸トレミフェンであることを特徴とする使用。

【請求項3】

請求項1に記載の使用であって、

前記組成物は、薬学的に許容される担体を含むことを特徴とする使用。

【請求項4】

請求項1に記載の使用であって、

前記組成物は、

静脈内、動脈内若しくは筋肉内注射のために液状に、

皮下埋め込みのために小粒状に、

経口投与のために液状又は固形状に、又は

局所塗布のために作成されることを特徴とする使用。

【請求項5】

請求項4に記載の使用であって、

前記組成物は、小粒、錠剤、カプセル、溶液、懸濁液、乳液、エリキシル剤、ゲル、クリーム、坐薬、又は非経口製剤であることを特徴とする使用。

【請求項6】

請求項1に記載の使用であって、

前記対象は、ヒトであることを特徴とする使用。

【請求項7】

請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の使用であって、
前記トレミフェンの用量は、20 mg / 日であることを特徴とする使用。

【請求項 8】

請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の使用であって、
前記トレミフェンの用量は、40 mg / 日であることを特徴とする使用。

【請求項 9】

請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の使用であって、
前記トレミフェンの用量は、60 mg / 日であることを特徴とする使用。

【請求項 10】

請求項 1 乃至 6 のいずれかに記載の使用であって、
前記トレミフェンの用量は、80 mg / 日であることを特徴とする使用。

【請求項 11】

前立腺癌を有する雄性対象におけるアンドロゲン枯渇療法誘発の体熱感を抑制若しくは
抑止する又はその発生を低減させるための組成物を製造するための、トレミフェン又はそ
の異性体、薬学的に許容される塩、医薬品、水和物、N酸化物或いはそれらの任意の組み
合わせの使用。

【請求項 12】

請求項 1 1 に記載の使用であって、
前記トレミフェンは、クエン酸トレミフェンであることを特徴とする使用。

【請求項 13】

請求項 1 1 に記載の使用であって、
前記組成物は、薬学的に許容される担体を含むことを特徴とする使用。

【請求項 14】

請求項 1 1 に記載の使用であって、
前記組成物は、
静脈内、動脈内若しくは筋肉内注射のために液状に、
皮下埋め込みのために小粒状に、
経口投与のために液状又は固形状に、又は
局所塗布のために作成されることを特徴とする使用。

【請求項 15】

請求項 1 4 に記載の使用であって、
前記組成物は、小粒、錠剤、カプセル、溶液、懸濁液、乳液、エリキシル剤、ゲル、ク
リーム、坐薬、又は非経口製剤であることを特徴とする使用。

【請求項 16】

請求項 1 1 に記載の使用であって、
前記対象は、ヒトであることを特徴とする使用。

【請求項 17】

請求項 1 1 乃至 1 6 のいずれかに記載の使用であって、
前記トレミフェンの用量は、20 mg / 日であることを特徴とする使用。

【請求項 18】

請求項 1 1 乃至 1 6 のいずれかに記載の使用であって、
前記トレミフェンの用量は、40 mg / 日であることを特徴とする使用。

【請求項 19】

請求項 1 1 乃至 1 6 のいずれかに記載の使用であって、
前記トレミフェンの用量は、60 mg / 日であることを特徴とする使用。

【請求項 20】

請求項 1 1 乃至 1 6 のいずれかに記載の使用であって、
前記トレミフェンの用量は、80 mg / 日であることを特徴とする使用。